

科学技術・学術審議会 情報委員会における下部組織の設置について

令和元年6月14日
科学技術・学術審議会
情 報 委 員 会

情報委員会運営規則第2条の規定に基づき、科学技術・学術審議会 情報委員会に以下の下部組織を設置する。

| 名称案 | 調査審議事項 |
|-------------|---------------------------|
| ジャーナル問題検討部会 | ジャーナルによる研究成果の受発信に係る事項について |

上記のほか、下部組織を置いての検討が必要となった場合、都度、委員会の決定に基づき、下部組織を設置する。

以上